

七、労働組合カ産又ハソノ団体ト労働協約ヲ締結シタル場合ニ於テ之ニ反スル組合員ト産主トノ單獨契約条項ハ之ヲ無効トス

八、労働組合ノ役員又ハ組合員ハ労働争議遂行ノ目的ヲ以テ監視・訪問・不買同盟固作ノ示威又ハ文書ノ頒布若ハ貼布ヲ為シタル故ヲ以テ所罰セラルルコト

九、労働組合ノ組合員タル未成年者又ハ有夫ノ女子ハ組合員トシテノ行為ニ関シ法定代理人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ要セス

十、労働組合ハ同法裁判所ノ判決ヲ径ルニテハ解散サルコトナシ

十一、地方長官ハ労働組合ノ規約又ハ決議カ法令ニ違反スルモノアリト認メタルトキハ警告ヲ發シ若シ是ニ應セサル場合ニハソノ取消変更ヲ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ要ス

十二、才六ニ違反シタル産主又ハソノ代理人ハ六ヶ月以上三年以下ノ懲役ニ処ス

勞組第五〇七二號

昭和六年十一月廿一日

警視總監 高橋 宇雄

内務大臣 安達 謙藏 殿

社会局長 官 松本 學 殿

各社 縣 長 官 殿

(有附)

日本労働俱樂部第二回委員会開スル件

(第二日)

男吉ヨリ松本學殿ニテ。右坐席 因隆労働使来送去ノ件  
 次回委員会開催ノ件等ニ決意ス

十一月十九日 自午後二時 至五時三十分 管下日本労働会館ニ於テ標記委員

會ヲ開催 松岡野吉以下七名(十八日ノ合同者ト合算)ニシテ松岡野吉ヨリ労働組合法促進ノ為メ十八日 社会局長官 内務次官